

浜岡原子力発電所4号機 起動領域モニタの動作不良に伴う  
運転上の制限からの一時的な逸脱について

2010年10月14日

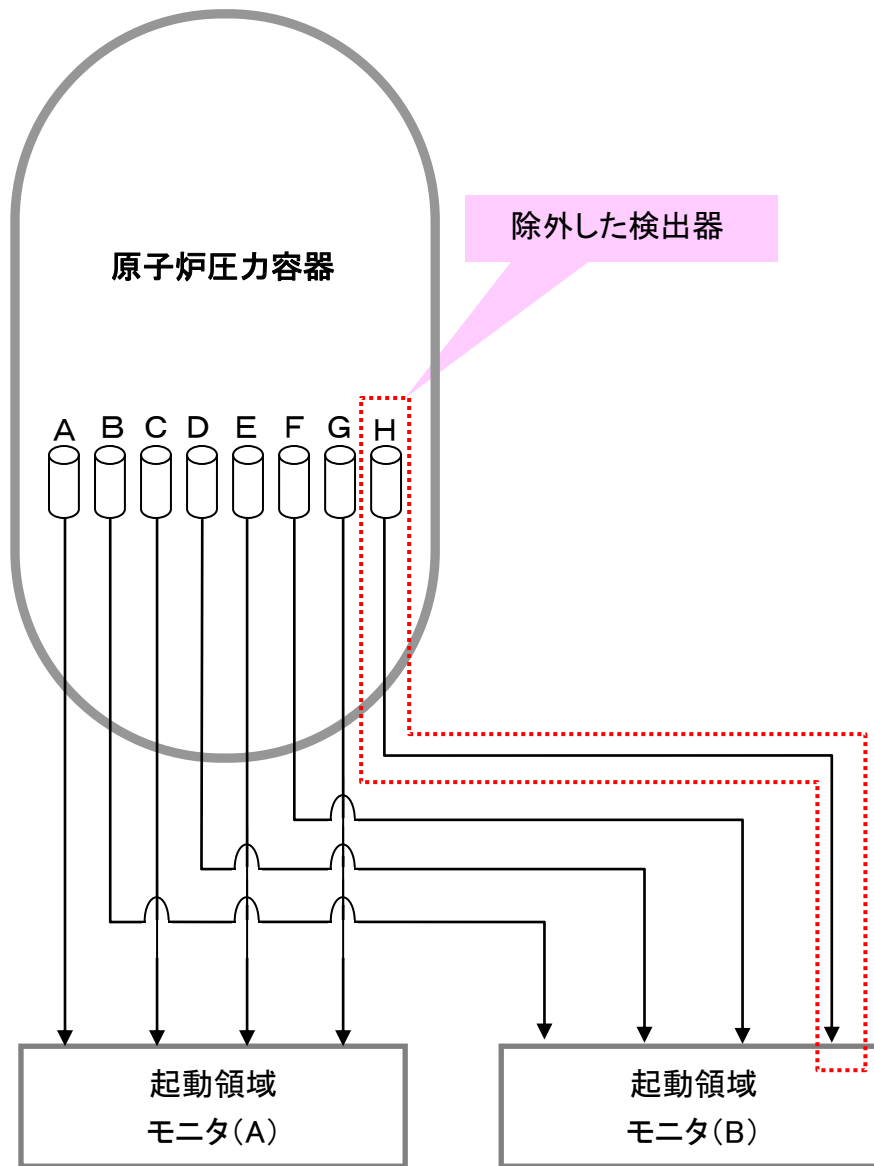
対象号機	4号機（定期検査中） ：沸騰水型、定格電気出力113.7万キロワット
発生日	2010年10月14日
発生時の状況	<p>第12回定期検査開始に伴う停止操作中のところ、本日午前7時30頃より、起動領域モニタ<sup>※1</sup>を構成する8個の検出器のうち、1個の検出器の指示値が他の検出器に比べ高めに推移していることを当社運転員が確認しました。</p> <p>このため、午前8時40分に当該検出器の信号を除外し、調査を実施したところ、当該検出器若しくは伝送設備の不良であることが判明したことから、当社は午前8時40分時点において、原子炉施設保安規定<sup>※2</sup>に定める運転上の制限から逸脱していたものと判断しました。</p> <p>なお、当該起動領域モニタからの信号を除外したことで、同時刻に運転上の制限内へ復帰しました。</p> <p>本事象による停止操作への影響はありません。</p>
放射能の影響	本事象は外部への放射性物質の放出に係わる事象ではありません。
原因	<p>起動領域モニタの故障と推定しています。</p> <p>今回の定期点検で当該起動領域モニタの点検を実施します。</p>
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※1 起動領域モニタは、原子炉起動および停止時の低出力時に用いる中性子の計測装置で、8個の検出器を4個ずつの2つのグループに分けて構成しています。原子炉施設保安規定では、各グループについて、検出器1個分の信号まで除外可能としています。  
なお、通常運転時は原子炉平均出力モニタで中性子を計測するため、起動領域モニタは使用しません。

※2 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

以上

## 浜岡原子力発電所 4 号機 起動領域モニタの概要



起動領域モニタは 2 系列からなり、各系列には 4 個の検出器があります。

各系列 1 個の検出器を除外することができることを、原子炉施設保安規定で定めています。

また、原子炉の停止操作中は、制御棒が全挿入になるまでの間、動作不能な検出器が各系列 2 個以上ある場合には、24 時間以内に制御棒を全挿入にし、原子炉を停止することとしています。